

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンふじみ野

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

- (一) 生活道路への侵入防止について対応をお願いします。
- (二) 来店者の広域誘導について適切な看板の設置をお願いします。
- (三) 前面道路の歩行者横断防止の対策をお願いします。
- (四) 郵便局搬入出入口の安全対策をお願いします。
- (五) ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四付近は、ふじみ野市立上野台小学校とふじみ野市立葦原中学校の学区となることから、駐車場の出入り口付近に交通整理員の配置をお願いします。

#### (2) 騒音問題

室外機や駐車場等の騒音に関し、十分な配慮を行うとともに近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。また、深夜営業（午後十時以降）に関しても埼玉県生活環境保全条例における騒音の規制基準値を遵守するようにお願いします。

#### (3) 光害問題

夜間、駐車場の看板や建物等から発光される光が、近接する住宅等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分な配慮を行うなど光害対策をしてください。また、近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。

#### (4) 防犯問題

- (一) 店舗、屋上及び立体駐車場等から上野台小学校のプールが見えないように高い目隠しボード設置等の対策をしていただきたい。
- (二) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例第十四条第二項の規定に基づく「犯罪

の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」及びふじみ野市防犯推進条例を遵守し、防犯のまちづくりに必要な措置を講ずるようお願いします。

(5) まちづくりへの協力

- (一) 市内イベント・行事への参加・協力、活動場所の提供をお願いします。
  - (二) 地元自治組織(はけ自治会)の自治会活動に参加・協力するとともに、本市協働のまちづくり事業への参加・協力をお願いします。
  - (三) 多目的スペースの利用について、市及び地域住民の優先利用、利用料の優遇などについて検討してください。
  - (四) 学校の授業や行事等で、施設の見学やゲストティーチャーの依頼があった際は、積極的な協力をお願いします。
  - (五) 地元商工会加盟及び地元商店会との連携協力をお願いします。
- (6) その他

- (一) 騒音被害や二酸化炭素の排出を抑えるため、埼玉県生活環境保全条例第四十一条、同条例規則第二十一条に基づき、アイドリングストップの周知が必要です。駐車場利用者全員に周知できるよう心掛けてください。
- (二) 災害対策基本法に定める災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める事態が発生、または発生する恐れがある場合において、一時避難場所や食料、生活物資の提供など、必要に応じた支援の協力をお願いします。

二 縦覧期間

令和二年三月三日から令和二年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南西部地域振興センター